

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与 人材育成奨学計画を実施するために必要な学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	166,000千円 H16.3.31まで	H16.1.8 北京で (同日)	日本側 使 阿南惟茂在中国大 中国側 易小準商務部部长 助理	H16.9.9 583号
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	318,000千円 H17.3.31まで	H16.5.27 北京で (同日)	日本側 使 阿南惟茂在中国大 中国側 傅自忭商務部部长 助理	H16.9.17 613号
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	631,000千円 (H16年度 79,000千円) H17.3.31まで (H17年度 270,000千円) H18.3.31まで (H18年度 187,000千円) H19.3.31まで (H19年度 95,000千円) H20.3.31まで	H16.5.27 北京で (同日)	日本側 使 阿南惟茂在中国大 中国側 傅自忭商務部部长 助理	H16.11.8 708号
中国	リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画の実施するために必要な機材及びその調達に必要な役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画の実施するために必要な機材及びその調達に必要な役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	279,000千円 H17.3.31まで	H16.7.6 北京で (同日)	日本側 使 阿南惟茂在中国大 中国側 易小準商務部部长 助理	H16.11.8 710号
中国	第四次貧困地域結核抑制計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第四次貧困地域結核抑制計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	405,000千円 H17.3.31まで	H16.7.6 北京で (同日)	日本側 使 阿南惟茂在中国大 中国側 易小準商務部部长 助理	H16.11.8 711号
中国	新疆ウイグル自治区医療水準向上計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	新疆ウイグル自治区医療水準向上計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	1,156,000千円 H17.3.31まで	H16.7.6 北京で (同日)	日本側 使 阿南惟茂在中国大 中国側 易小準商務部部长 助理	H16.11.8 712号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との交換公文	第二次黄河中流域保全林造成計画を実施するために必要な 1. 林道、谷止工及び他の関連施設の建設並びに植林に必要な生産物及び役務の供与 2. 資材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 植林の指導に必要な役務の供与 日中友好大連人材育成センター建設計画を実施するために必要な 1. 日中友好大連人材育成センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	427,000千円 H17.3.31まで	H16.7.6 北京で (同日)	日本側 使 阿南惟茂在中国大 中国側 易小準商務部部长 助理	H16.11.15 725号
中国	日中友好大連人材育成センター建設計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	日中友好大連人材育成センター建設計画を実施するために必要な 1. 日中友好大連人材育成センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	968,000千円 H17.3.31まで	H16.8.24 北京で (同日)	日本側 使 阿南惟茂在中国大 中国側 易小準商務部部长 助理	H17.4.1 172号
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の本国での勉学に必要な経費の供与	502,000千円 (H17年度 49,000千円) H18.3.31まで (H18年度 251,000千円) H19.3.31まで (H19年度 157,000千円) H20.3.31まで (H20年度 45,000千円) H21.3.31まで	H17.6.6 北京で (同日)	日本側 使 阿南惟茂在中国大 中国側 易小準商務部部长 助理	H17.7.26 690号
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第二次黄河中流域保全林造成計画を実施するために必要な 1. 植林に必要な生産物及び役務の供与 2. 資材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 植林の指導に必要な役務の供与	369,000千円 H18.3.31まで	H17.6.6 北京で (同日)	日本側 使 阿南惟茂在中国大 中国側 易小準商務部部长 助理	H17.7.26 693号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
中国	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府と中華人民 共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	174,000千円 H18.3.31まで	H17.6.6 北京で (同日)	日本側 阿南惟茂在中国大 使 易小準商務部部長 中国側 助理	H17.8.2 737号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。